

令和7年度第3回木津川市文化財保護審議会 議事録抄録

- 日 時 令和8年2月18日(水) 14時30分～16時20分
- 場 所 木津川市役所5階 第一・第二委員会室
- 出席者 審議員 源城政好、増井正哉、高橋克壽、岩井共二、森本幸治、三浦孝啓、
浅田兼弘、浅井克悦、鐘江嘉彦 (欠席：宗田好史)
事務局 竹本教育長、平井教育部長、松井教育部次長兼文化財保護課長
文化財保護課 八田総括専門官、永澤課長補佐、大坪係長、北畑主事
傍聴者 0名

1 開会

2 教育長挨拶

3 議事

・報告 市登録文化財制度施行に向けての進捗状況について

資料1「木津川市登録文化財制度の創設について」により、前回(8月20日開催第2回審議会)提出の政策会議提案書素案から検討を加え、実際の提案用資料をもとに調べた内容を事務局から説明。指定文化財と登録文化財の違いとして、成立年代や保存状態、相対的な価値から指定文化財とはなっていないが、市の歴史・文化を理解する上での意義を有し、地域を特徴づけているものを登録文化財とする。例えば、過去に公的保護の対象となった実績のあるものや、寺院縁起や地名起源の言い伝えといった、伝説や伝承にまつわって関係者の思いも強いというようなものを重視し、優先的な登録文化財候補として想定。

資料2「木津川市登録文化財制度施行に向けての進捗状況について」により、これまでの経過と今後の予定を説明。これまでは、文化財保護審議会での審議、木津川市政策会議での審議・決定を経て、令和8年1月26日開催の令和8年第1回木津川市教育委員会定例会に市登録文化財制度創設に伴う市文化財保護条例改正案の提案・可決まで進んでいる。今後は、令和8年2月26日開会予定の令和8年第1回木津川市議会定例会に市文化財保護条例の改正案を上程予定、可決後に公布を予定し、その同日に市文化財補助金交付要綱改正と市登録文化財登録基準制定の告示を予定。あわせて、前回審議会です承された登録基準を、その後内部で検討を重ね、一部修正した内容(文言整理のほか、登録要件にかかる表現を柔和に)を説明。

審議員からの質問・意見等はなし。

・議題 市の文化財指定・登録に関する次年度以降の流れについて

提案の趣旨は、これまで例規に定められている手続き以外は、特に手順として審議員と事務局との共通理解をもって指定業務がなされていたわけではないこともあって、市による指定作業がそれほど進んでいるとはいいいくいため、今般の市登録文化財制

度の施行にあたり、指定や登録にかかる業務の手順について、審議員と事務局の共通理解を図りたい。

提案内容の概要は、次のとおり。

当該年度第1回審議会において事務局から指定・登録文化財候補を提示、意見交換を踏まえて候補の絞り込み、指定・登録文化財候補にかかる担当審議員の選出までを非公開で行う。その後、所有者等への内諾依頼、事務局による事前調査と調書案の作成、担当審議員による指定・登録文化財候補の実見と調書案の確認、第2回審議会にて市教育委員会から審議会への指定・登録についての諮問、これに対する審議会から答申を行う。事務局からの指定・登録文化財候補の提示は、例示（区分・所在地域・所有者・名称・数量・参考（当該文化財に関する簡単なコメントと入手や閲覧が容易な参考文献を記載）を表にしたもの）の形で行う。

（質疑応答） ⇒：審議員 →：事務局 **（意見）**・〇〇～

⇒ 指定文化財候補と登録文化財候補の例示が同じ形で提案されており、歴史や要件の違いによってデータの集め方や提案の仕方が違っていてもいいと思う。

また、指定・登録文化財候補の絞り込み段階から審議員がかかわるという提案に、事前の資料調査や調書の内容といったレベルまで審議員が関与するものか疑問。

→ 候補の提示方法の例示は、指定と登録は共通のものであるが、個別に指定文化財ではなく登録文化財とする理由は表現するようにしたい。

・ 登録文化財制度は、市町村レベルでは先駆的。間口を広げて、こんなものがあるということを示すことでメッセージが伝わっていくことが大事。一方で市の予算に対する配慮も大事。指定業務にあたってきちんと手順を踏むことは大事なこと。審議員の立場は市町村によってケースバイケースで、審議員が自ら調書を作る場合もある。いずれにしても審議員は専門分野の有識者の立場。指定・登録文化財の候補を選び、候補が定まったら調書を作成し、諮問の資料とするという手順はありえるとは思いますが、それぞれの立場を明確にしておく方がよい。事務局の提案では、諮問に至る段階での審議員のかかわり方に違和感がある。

また、登録文化財制度のスタートにあたり、保存のため規制を強くして守っていくという指定と違い、登録は身近に活用して伝えていくというものであることや国の登録制度との違いを、市民や庁内にわかりやすく上手に説明していくべき。

会長 諮問の前段階では、審議員ではあるが、審議員としてではなく専門分野の研究者という立場でかかわっていただけたらよい。

→ そのようにお願いしたい。

・ 専門家から意見聴取する方法として、有識者の立場としての審議員に意見を聴く、調書作成などにも専門家として関与する、というように、第2回審議会までの間、望ましい形で適切に行うのであればよい。

会長 案を修正して、次回までに、審議員の確認を依頼されたい。

⇒ 指定や登録がなされた後の、修理の実施や補助金交付へ進める方法や審議会の関与は。

→ 指定・登録、未指定にかかわらず、修理の相談には日常的に応じており、未指定文化財に対する京都府の補助制度も活用しながら支援している。主な修理事業などは審議会で報告するが、審議会での審議事項とはしない。

⇒ 登録文化財の候補に、所有者が維持管理に苦慮しており、指定や登録が負担となるとの理由で拒否される恐れのもが含まれている。

→ 本来は、指定や登録は文化財保護のために所有者を支援するもの。しかし、指定・登録には所有者の同意を必要とするため、その候補とする場合は、諮問に先立って所有者等へ内諾をいただくこととしている。所有者の内諾を得られなければ、その段階で指定・登録は断念せざるをえない。

- ・ 支援と負担を所有者に十分説明する必要がある。
 - ・ 文化財行政のスタンスとして、山の中などにあって十分な管理が難しいものにも目を配っていく視点が大事で、実は関係者が困っておられたり、朽ちそうになっているものも、指定・登録が所有者や管理者を助ける制度にすべきで、保護のために一緒に考えていく、よりそっていく姿勢が重要。
 - ・ 指定も登録も両方ともトップダウンのように思える。守っていこうという保存だけでなく、活用されなければ現実的には持続が可能にならない。
 - ・ 登録文化財は、所有者の代替わりの時に解体される例が多く、何とかならないかと思っている。地域では守れないからと寄託の相談があっても、所属している博物館ではお断りすることが多い。地域に人がいなくなっており、課題に対する答えがだせない。
 - ・ 登録候補に（市内で残存例の少ない、昭和の合併以前の旧村役場を転用した）集会所といった地域の身近な存在の建造物があげられ、指定候補の建造物とは性格も違うように、今までは優品主義で指定にはならなかったが、地域で大事にしているものをどうしたらいいのか、という文化財を拾い上げて支援していくという「登録」の精神を大事に。
- ⇒ 木津川市には多くの優れた文化財があることを、各中学校で話をする機会はないか。
- 中学校の探求の授業などで、文化財保護課職員を出前授業の講師として派遣しているし、校舎長会でも出前授業の利用を呼び掛けている。
- ・ 各小中学校では、総合的な学習の時間を利用して、地元の人や、ふるさと案内・かも会員、教育委員会職員といったいろんな人のお話を聞くような地域学習に取り組みされている。しかし、ふるさと案内・かもの会員も高齢化し、これまで石仏の道を地域住民が共同作業をしていたが、人口減少による衰退で地域による維持管理が限界に達しており、「大事にしよう」を伝えていくことが現実には厳しい。
 - ・ 「石仏の道」といった登録の仕方を検討するなど、地域からの推薦によって登録していけるように運用し、「指定」とは違ってわかりやすくされることを望む。
 - ・ 面、エリアとして登録文化財とすることが意識改革につながれば。

- ・ 上狛の環濠集落は、山城町時代に文化財指定されているが、住民の方は住んでいても、中世の環濠集落であることや市指定文化財であることを知らない場合もある。まずそれを改めたい。子どもに教えるとその親にも伝わって効果的。
- ・ 屋外で農作業をされる方も減り、子どもたちが山あいの道を歩くことが危険を伴うようになり、盗難被害や墓じまいで失われる石仏もある。そのような現状にあって、子どもたちに伝えていくことの重要性は増しており、登録文化財制度が文化財を知ってもらうきっかけになり、若者が文化財保護の担い手となって地域の現状とマッチすることになれば。

会長・指定、登録に関する次年度以降の流れについては、案を修正して、次回またはメール等で審議員に提示し、意見や確認を求めるようにされたい。

4 その他

・文化財公開管理施設について

出土遺物をはじめとする文化財保管施設は、基本的に旧町時代の施設を引き継いで使用しており、梅谷倉庫は京都府埋蔵文化財調査研究センターが調査事務所兼倉庫としていたものを市に移管されたもの。保管しているものは、寺院跡の調査実績が多いため瓦が大量にあり、府埋文センターが木津川市内で調査した出土遺物を木津川市に移管されたものも多い。保管施設が分散しており、施設も老朽化が進んでいる。その対策として、機能を廃止した旧山城学校給食センターを改修し、文化財公開管理施設に転用しようとする計画で、令和6年度にコンサルタントに委託し基本調査・基本設計を実施し、この成果をもとに、令和7年度に市としての方針が決定された。

(質疑応答) ⇒：委員 →：事務局 (意見)・〇〇～

- ・ 梅谷倉庫は立地が不便であり、旧山城学校給食センターであれば駅からも徒歩圏内にある。保管も重要であるが、情報発信を重視されたい。
- ・ 歴史系博物館であっても、最近はディスプレイやビジュアルが優先される傾向にあり、現物の展示スペースが狭小になりかねないので注意が必要。現物の展示を大事にしてください。

5 閉会